

平成29年度大気質測定結果(環境測定施設)

1 総括表

二酸化窒素(NO₂)

	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準等達成状況			備考
			環境基準	京都市環境保全基準		
	(ppm)	(ppm)			当分の間	
① 鴨川東	0.013	0.028	○	○	×	阪神高速
② 山科	0.014	0.031	○	○	×	阪神高速
③ 伏見測定局	0.014	0.032	○	○	×	京都市
④ 自排南 ※1	0.021	0.040	○	○	×	京都市
⑤ 山科測定局	0.012	0.027	○	○	×	京都市

(環境基準): 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

(京都市環境保全基準): 日平均値の年間98%値が0.02ppm以下

(京都市環境保全基準 当分の間): 日平均値の年間98%値が0.04ppm以下

(赤着色): 阪神高速が設置する測定局

浮遊粒子状物質(SPM)

	年平均値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 (時間)	環境基準等達成状況 ※2		備考
	(mg/m ³)	(mg/m ³)			長期的評価	短期的評価	
① 鴨川東	0.018	0.041	無	0	○	○	阪神高速
② 山科	0.016	0.038	無	3 ※3	○	×	阪神高速
④ 自排南 ※1	0.018	0.041	無	0	○	○	京都市
⑤ 山科測定局	0.016	0.039	無	0	○	○	京都市

環境基準及び京都市環境保全基準

(長期的評価): 日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下。ただし、年間2%除外値の内で環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

(短期的評価): 1時間値が0.20mg/m³以下

(赤着色): 阪神高速が設置する測定局

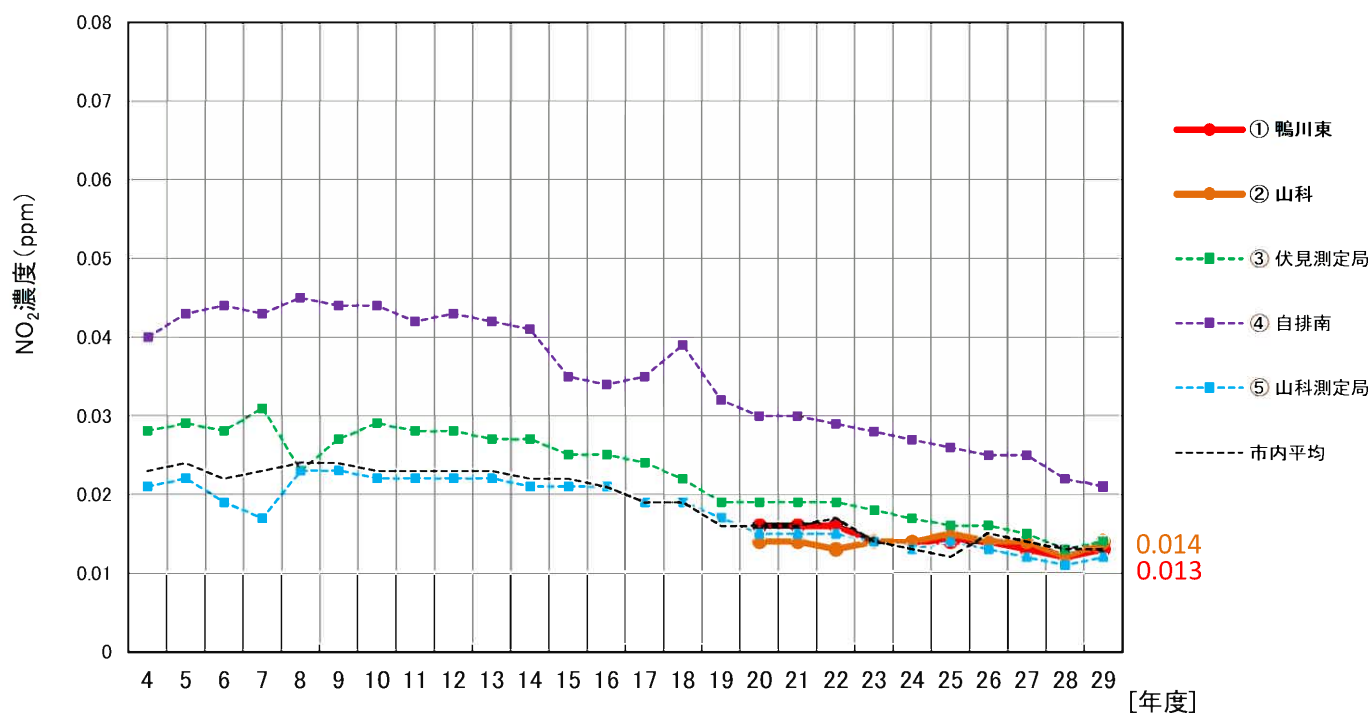
※1 伏見測定局におけるSPMの測定が、平成24年4月5日をもって終了した。そのため、SPMを測定している測定施設の中で、鴨川東ランプに最も近い施設である自排南(自動車排出ガス測定局)での測定結果を掲載する。

※2 浮遊粒子状物質(SPM)については、ある地点における1年間の測定結果が、環境基準に適合したかどうかを評価する場合、一般的には「短期的評価」ではなく、一年間で得られたすべての日平均値を対象とした「長期的評価」に基づいて行う。

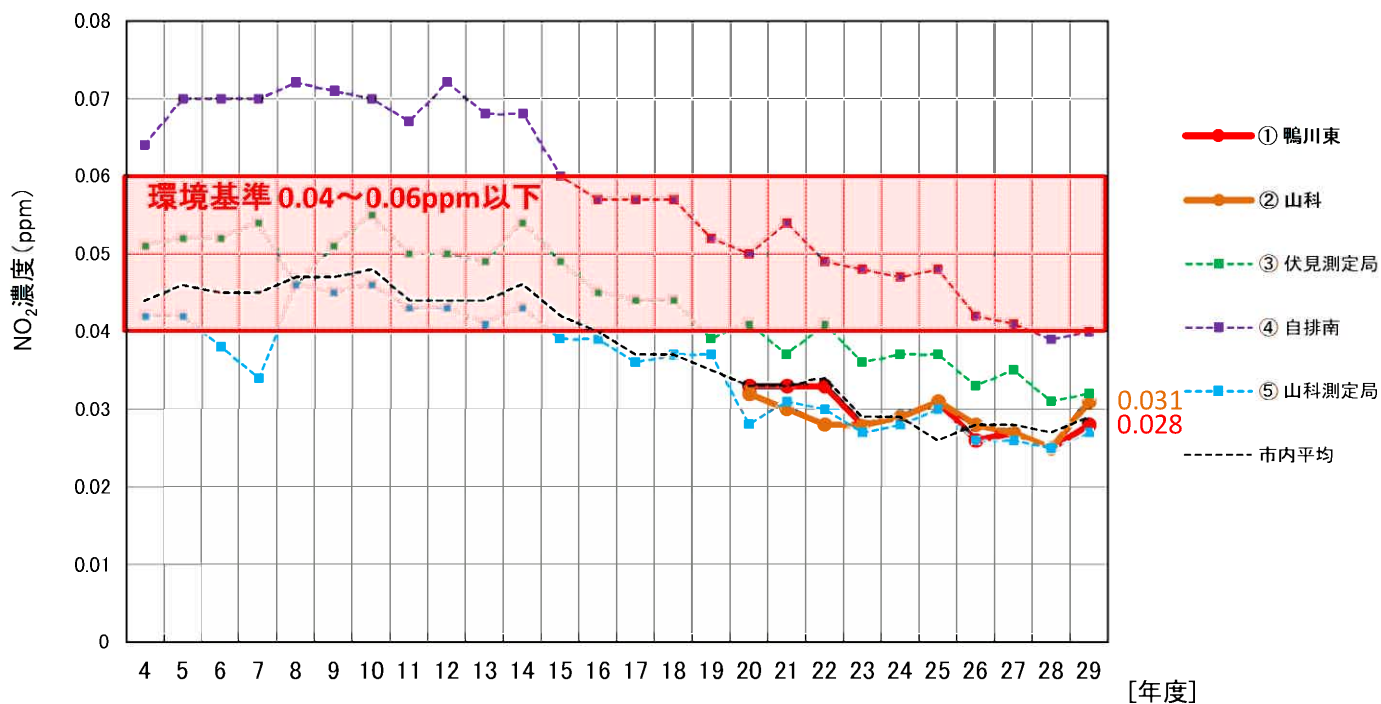
※3 5月8日(月)12時~13時の測定値(0.272mg/m³)、10月31日(火)10時~11時の測定値(0.522mg/m³)、11時~12時の測定値(0.231mg/m³)に基準値を超えた時間帯があったが、測定地点での一過性・局所的なもので、高速道路以外の影響と考えられる。

2 二酸化窒素(NO₂)の年間測定結果の推移

年平均値の経年変化

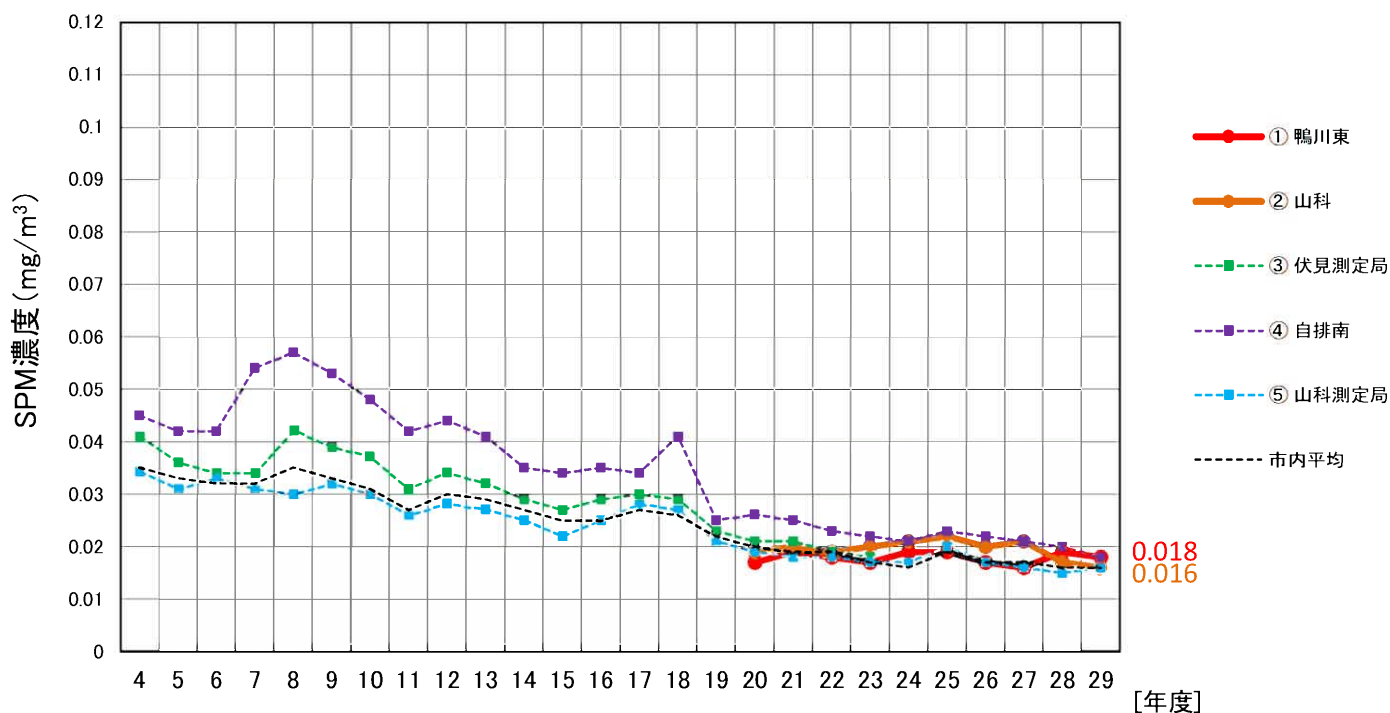


日平均値の年間98%値の経年変化

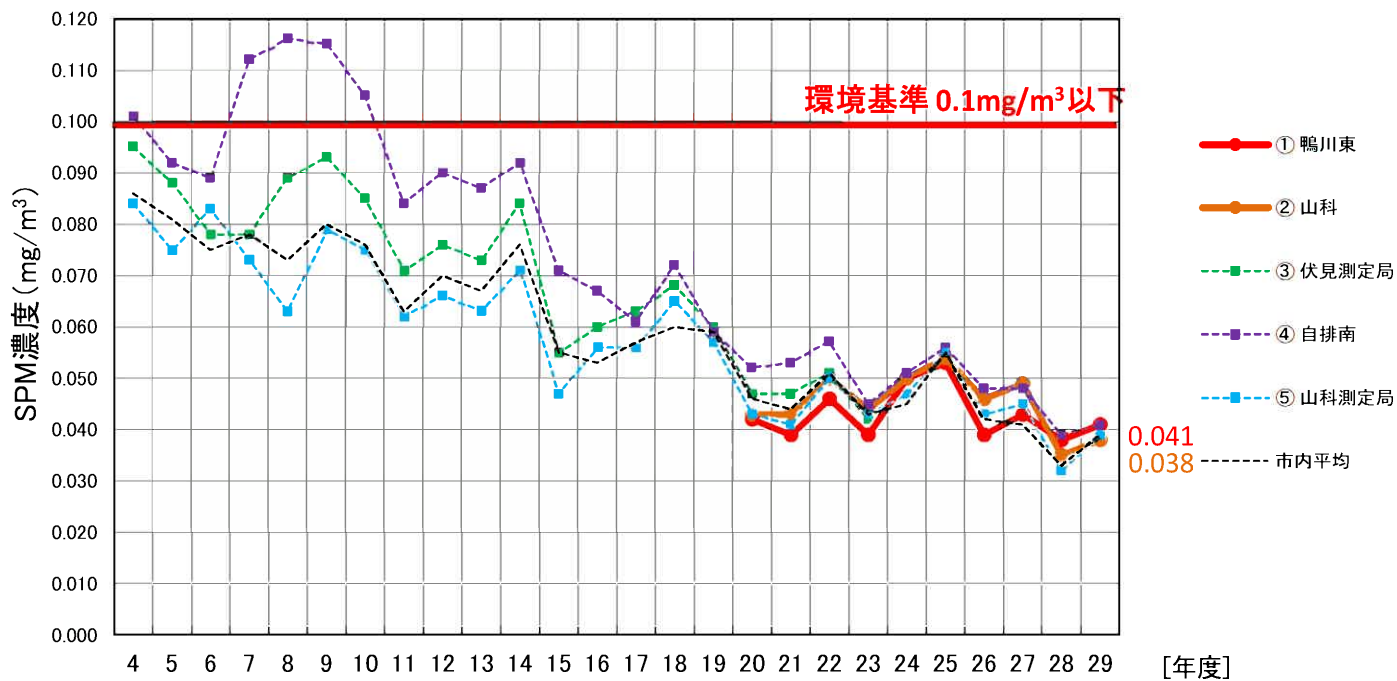


3 浮遊粒子状物質(SPM)の年間測定結果の推移

年平均値の経年変化



日平均値の年間2%除外値の経年変化



環境測定施設の位置図

